

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 第3回 企画委員会 議事録

1 開催日時

平成22年 6月14日（金） 11：01～11：57

2 場所

中央合同庁舎 4号館 共用1208特別会議室

3 議事次第

1. 開会

2. 新たな情報通信技術戦略 工程表（案）について

3. 新たな情報通信技術戦略 工程表策定後の実施・検討事項について

4. 新たな情報通信技術戦略の推進体制について

5. 閉会

4 配付資料

資料1 新たな情報通信技術戦略 工程表（案）

資料2 新たな情報通信技術戦略 工程表策定後の実施・検討事項について（案）

資料3 新たな情報通信技術戦略の推進体制について（案）

資料4 情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会の設置等
について（案）

参考資料 新たな情報通信技術戦略（平成22年5月11日高度情報通信技術ネットワーク社会推進戦略本部決定）

開 会

○平岡内閣府副大臣 それでは、定刻になりましたので、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部第3回企画委員会を開催いたしたいと思っております。

まず冒頭、私、古川副大臣の後任ということで参りました平岡でございます。先月11日、鳩山前総理のもと、IT戦略本部で決定いたしました新たな情報通信技術戦略の内容を確実に実現に結びつけていくため、今後もこの企画委員会を中心に政治主導で推し進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

それでは、まず最初に、座長の川端大臣からごあいさつをお願いいたします。

○川端内閣府特命担当大臣 おはようございます。お集まりいただき、ありがとうございます。新しい菅内閣スタートいたしまして、私引き続きこの仕事を担当することになりました。平岡副大臣は今回からでございますが、多くの皆さんは引き続きでございます。今日までいろいろ議論を積み重ねていただきましたけれども、これからもよろしくお願いいたしますと思っております。

この高度情報通信ネットワーク社会を目指そうということで大きな方針のもとで、今までの政府もこういうことはしばしば旗印に掲げてきたんですが、やはりそれぞれ省庁がその冠をつけた仕事をするということが主であった部分を打ち破って、我々が目指す社会の中での果たす役割を掲げ、それに各府省が関われるテーマを出し合い、調整をし、タイムテーブル、工程表をそれぞれの役割分担も含めてまとめていくという、今までと全く違う手法で取り組むということも大きな意義があるというふうに思っております。

そういう意味で、きょうはこの工程表の議論でございますので、今回の企画委員会をもって実質的な調整を終了して、次回はIT戦略本部に諮ることにはしたいと思っておりますので、実のあるご議論と同時にまとめたいただけるようなご議論をお願いをしたいというふうに思います。

そういう部分で、この企画委員会という仕組みがまさに各省庁の連携を深め、壁を乗り越え、そして具体的に大きく進める一番大きな会議でありますので、ご協力をよろしくお願い申し上げて、冒頭のごあいさつにかえます。よろしくお願いいたします。

○平岡内閣府副大臣 ありがとうございます。

それでは、本日の議題に入ります。本日は、各議題の資料をすべて説明した後で意見交換を行いたいと思っております。まず最初の議題の、「新たな情報通信技術戦略工程表（案）」についてでございます。川端大臣からも冒頭ご発言がありましたけれども、前回の企画委員会以降、各府省からIT戦略を実施していくための今後の取組をご提案いただき、各府省との間で戦略に掲げられた目標を達成するための工程表の検討を重ねてきたところであります。

これまでの検討結果を「新たな情報通信技術戦略工程表（案）」としてとりまとめしております資料1ということでございますので、ごらんください。IT戦略の具体的取組ご

とに、各府省の取組を線表であらわした資料と、各府省が行うべき取組を短期、中期、長期に分けて記した資料に対してまとめておられます。

それでは、工程表の概要について、事務方からのご説明をお願いいたします。

○事務局 内閣官房補室参事官の小宮でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、資料1をごらんいただきたいと思います。先ほど副大臣のほうからもご説明ございましたように、工程表につきましては4月の企画委員会におきまして各府省に作業をお願いをして今日案ができていますところでございます。今回各府省からインプットをいただいてきた工程表の案をとりまとめておるわけでございますけれども、この案に従いまして、各府省からのご意見をちょうだいをして、戦略本部に諮る案をとりまとめていきたいと思います。

それでは、時間もございませんので、まず構成についてのみご説明をしたいと思います。資料1の1ページ目に、1. 目的、2. 構造というふうにございますけれども、まず目的のところをごらんいただきますと、工程表はこの新たな情報通信技術戦略の実現に向けて、期限を区切って施策担当府省の具体的取組を明記し、各府省連携が必要な施策においては、個々の役割分担と達成すべき事項を明確化することを目的とするという基本的な考え方をお示してございます。

それから、2の構造でございますけれども、具体的取組、これは次のページを見ていただきますと、5月11日に策定をいたしました戦略のいわば目次のようなものが記されてございますけれども、この具体的な取組、一番小さな部分でございますけれども、これを勘定いたしますと30個ございます。この30個の具体的取組につきまして、それぞれ後ろにございますように、例えば最初のこれまでの情報通信技術投資の総括とそれを教訓として行政刷新という工程表とありますように、色刷りの線表と、それからその後ろ側に短期、中期、長期で各府省が行うべき事項が書いてあるわけございまして。いわばこの2つで一体として工程表をなしているという形になってございます。

このような形で30個の工程表の案が作成をされているわけでございますけれども、ちょっとこれ全部説明をいたしますと一、二時間軽くたってしまうので、全体の構成だけ申し上げますと。国民本位の電子行政の実現につきましては、これは例えばこの色刷りでいきますと右下にページ数が入ってございますけれども。1ページから、それから19ページまでございます。中にはいろいろな幾つかの具体的取組ごとにこの色刷りの線表と、それから各府省の取組のリストが入っているという形になってございます。

それから、2番目の地域の絆の再生でございますけれども、これは医療もしくは教育といったことに関する取組10個ございますけれども、これが右下にあるページで20ページから41ページ目までございます。ご確認をいただきたいと思います。

それから、3番目の柱、新市場の創出と国際展開でございますけれども、これは低炭素社会の実現もしくは研究開発、国際標準の獲得・展開に関するもの等々12個の取組がございますけれども、これは42ページから66ページまでございます。66ページは一番最後のペ

ージでございます。

ということで、30個もございますので非常に多くなってございますけれども、これが工程表の全体像でございます。

それで、この後各ブロックごとにご議論いただくわけでございますけれども、特に政務レベルでご議論いただきたいと思う点が1つだけ残されているわけでございます。これは戦略の項目でいえば2の(4)の(i)の地域の活性化、38ページ目の横長の資料でございますけれども。ここのところで一番左側の黄色欄の列の最上部に「光の道」構想の推進という項目がございますけれども、この2011年のところに所要の法案等を提出という青い矢印で記された項目がございます。総務省からは次の国会で提出予定である3つの法案をここに具体的に記述すべきという意見が寄せられているわけでございますけれども。内閣官房から政務にまで上げた判断では、ここは時期尚早ではないかということで、ここはまだ意見の一致がみられていない部分でございます。

ここが1点、政務レベルでご議論いただきたい点として残されております。

いずれにいたしましても、この本日の企画委員会におきましてはこの論点も含めまして、工程表(案)のとりまとめに向けて意見交換をお願いをしたいと思います。

以上、資料1についての説明は終わります。

○平岡内閣府副大臣 ありがとうございます。

次に、新たな情報通信技術戦略工程表策定後の実施・検討事項について、事務方から説明をお願いいたします。

○事務局 引き続き資料2、3、4についてご説明をいたします。

まず、資料2をごらんいただきたいと思います。実施検討事項でございますけれども、先ほどの資料1の工程表が最終的にIT戦略本部で決定された後に、新たな情報通信技術戦略及びその工程表にある施策を着実に実施するために、今後の進め方を示すものとして資料2を作成をしております。

2つございまして、1つは企画委員会において各府省の政策の進捗状況をフォロー、評価し、その結果を新たな年度の工程表に反映するいわゆるPDCAサイクル、これを政治主導で着実に実施をしていただきたいというものでございます。

もう1つは、この新たな情報通信技術戦略の本文の最後に記載をされてございますけれども、情報通信技術の利活用を阻む既存制度を徹底的に洗い出して、情報通信技術利活用促進一括法、仮称でございますけれども、これを検討する旨を明確化をするものでございます。

この資料2につきましては、工程表と同時にIT戦略本部で決定することを考えております。

それから、次に資料3及び資料4でございます。あわせてご説明をいたします。

資料3は、新たな情報通信技術戦略の推進体制を整備するために、専門調査会、タスクフォース及びCIO連絡会議について今後の取り扱いの考え方を示すものでございます。

先ほど資料2でP D C Aサイクルを政治主導で実施するとご説明いたしましたけれども、戦略本部ではこれを企画委員会が中心となって行うことになってございますので、同様の役割を持ったこれまでの評価専門調査会は廃止をすることといたしまして、また情報通信技術の利活用を阻む既存制度などを洗い出すために、同様の検討を行ってきました重点点検専門調査会を戦略との整合を図る観点から、名称などの改定を行うものでございます。

それから、戦略に設置が明記された電子政府、電子行政、それから医療、I T Sに関するタスクフォースにつきましては、有識者によるコアメンバー数名と適宜の臨時メンバーで機動的に検討を行うとともに、政治主導を明確にするために企画委員会の幹事メンバーが必ずタスクフォースに出席をしていただきまして、その他企画委員会のメンバーも自由に出席できるというふうにしてございます。

この資料3の最後にポンチ絵、このようなポンチ絵がございます。左側が現状でございますけれども、現状では本部の下にC I O連絡会議、重点専門調査会、評価専門調査会がぶら下がっている形になっているわけでございますけれども、これを改定をして、企画委員会の下にC I O連絡会議、それから資料では重点点検専門調査会となっておりますけれども、名称を変更した規制・制度についての調査会。評価専門調査会を廃止をして、あと3つのタスクフォースがぶら下がるという形になってございますので、ご参照いただければと思います。

それから、資料4でございますけれども、これは今の話を踏まえた上で、一応暫定案としての位置づけでございますが、この情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会についてという新しい設置規定及びその新旧対照表、それからC I O連絡会議についての設置規定の改定の案について、具体的なイメージを持ってもらうために記したものでございます。一番最後のページが既存の2つの調査会の廃止のページになってございます。

これにつきましては、本日の議論も踏まえつつ、I T戦略本部で決定をいただくということを考えてございます。

以上、雑駁でございますけれども、資料2から4までの説明でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○平岡内閣府副大臣 ありがとうございます。

それでは、意見交換に入りたいと思います。論点を明確にするために工程表（案）についてはI T戦略におけるⅢ．分野別戦略の3柱に沿って、箇所を区切って意見交換を進めさせていただきます。

まず、最初の柱であります、国民本位の電子行政の実現に関する工程表です。資料1では、右下の数字で1ページから19ページ目に当たります。この部分については、大きな論点は残っていないと考えておりますが、議論すべき点がございましたら各府省からご発言をお願いいたします。

中村法務大臣政務官。

○中村法務大臣政務官 6 ページ目の工程表、行政ポータルの抜本改革と行政サービスへのアクセス向上工程表について、意見を述べさせていただきます。

視点は費用対効果の話でございます。今回の ICT 戦略、IT 戦略の中で導入がうたわれております国民 ID 制度というものは、そもそも申請手続き等において行政機関が保有している情報については、国民が別途取得した証明書を提出しなくても、行政機関がみずから国民 ID を利用することによって手続きを完了することができる社会を実現するものと理解をしております。この点、キオスク端末の設置については費用対効果を厳密に検討すべきものであります。戸籍抄謄本の情報対象とした各市町村でいまだコンピュータ化の完成の見通しが立っていない現状からして、セキュリティ確保の問題も含めて費用が過大なものになる可能性があります。

このため、工程表中の戸籍抄本などの表記は単なる例示にすぎないと認識をしております。より本質的には、国民 ID 制度等の運用が開始すれば、そもそも個人を特定する手段としての戸籍情報を利用する必要性も減少するということが考えられます。証明書入手のニーズが著しく減衰することが考えられます。真の IT 社会、ICT 社会というのはそういう社会であって、行政キオスク端末による証明書の発行という方策ではなくて、究極的には国民 ID の施策や、既に行政機関が保有している情報の横串での活用を積極的に推進、展開するということになるはずではないかと考えております。

このような観点から、キオスク端末については費用対効果の検討の結果として、国民 ID 制度等の展開という課題に直ちに進んでいくこともあり得るということで、この工程表の一番下のところ、ロードマップの策定及び施策の実施については国民 ID 制度の導入と国民による云々かんぬんと連携しながら推進すると書かれているものと理解をしております。

以上でございます。

○平岡内閣府副大臣 それに関連して、何かほかに。

どうぞ、高橋さん。

○高橋経済産業大臣政務官 キオスク端末の件なんですけれども、今中村さんの方から話があったのと同意見なんです。既にやっているコンビニ関係、セブンイレブンのところの端末は、既存のコピーを使って、それに付加する形でやっているんですね。だから、よく韓国の例がキオスク端末が出てきますけれども、また新たにつくるということになると、さっきの費用対効果の問題が出てきますので。これについてはやはり一番効率的な方法を考えていただきたいということと。

それから、先ほど中村さんからもお話があったように、そもそも ID 番号が完璧に敷設されれば、大体そこに一々書類をつける必要があるのかどうかというところまで進んでいくと思いますので。例えば何らかの申請をするときに戸籍謄本等を添付しなければいけないということ自体も、すぐには難しいかもわかりませんが、やはり考えていくべきだろうというふうに思います。

それから、同じように費用対効果で考えると、新たにIDということ考えたときに、企業コードとかそういうときに、新たにまた企業コードをつくり直すとかその手間の問題等を考えれば、既存のものをどうやって生かしていくのかということをごひ考えていただきたいと思います。

それから、検討中の政府調達ガイドラインの改正も進んでいないというふうに聞いておりますので、この辺もぜひ進める方向でやっていただきたいのと。

それから、前に内藤さんのほうから話がありました、地方自治体の調達の問題については、やはり各省バラバラでやっている実態がある中で、これについては地方分権ということがいろいろ叫ばれますけれども、国がやはり主導で進めるべきではないかなということを考えております。

それから、国民本位ということで、経済産業省では既に2回実施をしておりますアイデアボックスというやり方をやらせていただきました。ホームページ上に皆さんからアイデアをいただいて、それを生かしていくということでやっているんですが。休暇分散化チームというのがございますけれども、あれでもこのアイデアボックスというのを使って、国土交通省のホームページと我がほうのホームページと両方で同じような共通でやるというような形をやらせていただいております、ぜひそういうことも各省共通のものができるような形で検討していただければありがたいなというふうに思います。

○平岡内閣府副大臣 それでは、鈴木さん、どうぞ。

○鈴木文部科学副大臣 やや不規則発言になるかもしれませんが、テイクノートしていただきたいということだけで、文章にどうこう言うつもりはないんですが。

国民IDのところ、高校の無償化で私学の就学支援金は高校生に出しているものから、ここをIDでのせておいていただくと、いろいろ都道府県を越えて私学就学支援金をもらっていたときに非常に行政がやりやすくなるということがありますので。そういうことがあるということをごひノートして、今後の検討のときにその話を覚えておいてくださいということが1つでございます。

それから、今高橋さんからお話ございましたが、経済産業省はアイデアボックスをやっておりますが、文部科学省は熟議カケアイをやっておりますので、こういうのも共通で運用シェアできればと思っております。

以上です。

○平岡内閣府副大臣 ほかに何かありますでしょうか。

それでは、津村さん、どうぞ。

○津村内閣府大臣政務官 先ほどの中村政務官、そして高橋政務官のお話にこういう理解でよろしいですかということなんですが。6ページですかね、行政ポータル横の線があって、この中で真ん中ら辺でしょうか、ニーズ、費用対効果等を踏まえ取得できる証明書の拡充、住民票、印鑑証明、戸籍謄抄本等というところで、確か前回の企画委員会でも、特に戸籍謄抄本あたりになってくると費用対効果が随分怪しいんじゃないかみたいな問題

提起をいただいたと思います。費用対効果の話を少し丁寧にやっていこうというところは皆さんおおむね合意されたことでもあると思いますし、そういうことも踏まえて、この2010年度中にロードマップを策定、※1というふうになっていて。※1を見ると、現在国民ID制度の議論いろいろなところで議論しているわけですから、そういうことと連携しながら推進するというので。ここではニーズ、費用対効果等を踏まえてしっかり議論しようという中村政務官の趣旨はある意味できっちりと受け止めさせていただいた表現として、例として挙げているものがここに挙げられているから100%必ずということかどうかはちょっとありますけれども、少なくとも費用対効果でしっかりと戸籍謄抄本も住民票も今後議論していこうということですから。趣旨としてはもう織り込まれているというふうにご理解いただければいいのかなというふうに思います。ここでこれを削るとか削らないとかというのは現に費用対効果の議論はしていない状態ですから、そこまでやる必要はないのかなというふうに思いました。

○平岡内閣府副大臣 中村さん、どうぞ。

○中村法務大臣政務官 先ほども申し上げましたように、例示として挙げられているものと認識しておりますということでございます。

そこで、資料2の2、既存の制度等の徹底的な洗い出しというところに既存の制度等の徹底的な洗い出しを行うというふうに書いてありますとおり、例えば今戸籍抄本がいるなというようなケースというのは、選挙のときに立候補するときに添付するとか、それは普通の人は余り関係ないので、普通の人と関係あるのは旅券の発行ぐらいだと思うんですね。旅券の発行にそれじゃあ戸籍抄本が本当にいるのかということになってくると、国民IDが発行されるような段階になってくればそれで十分なんじゃないかというような考え方もありますので。そういった意味で、IT社会、ICT社会の実現というものは今までやってきた行政のあり方というものを手続き的に本当にゼロベースで見直すことによって不要な手続きをそもそもなくしていくという点にありますので、そこは確認していただきたいと思っております。

○平岡内閣府副大臣 何か。

○川端内閣府特命担当大臣 いや、いいです。一番最後に申し上げさせていただきます。

○平岡内閣府副大臣 それでは、大体ご意見いただいたようでございますので、本分野の議論を総括したいと思います。川端大臣からご発言をお願いいたします。

○川端内閣府特命大臣 ありがとうございます。活発にありがとうございました。

基本的な認識は共有する中で作業も進んできて、今お話の部分も行政ポータルの話と国民ID制度とはもう表裏みたいな話であります。そういう意味で、将来の国民IDがついた部分のID社会という中では、そもそもIDが確立していれば戸籍が紙がいるのかというのは当然の議論としてあると思いますが。一方で、そのID社会をやっていくときに、個人情報保護というものとセキュリティをどうするのかというのもう1つ側面としてあるという意味で、過渡的な場合も含めてまだ紙がある種いる社会も残るんだろうというの

と同時に、費用対効果というのと全部を大局的に見ながら進めないといけない話だろうと思っておりますので。

ご指摘のことはまさに認識をいろいろな意味で共有しながら進めていきたい。表現ぶりとしてはこういうことをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○平岡内閣府副大臣 ありがとうございます。

それでは、次へ行ってよろしいでしょうか。

次は、2番目の柱であります、地域の絆の再生に関する工程表です。資料1では右下の数字で20ページから41ページ目に当たります。この柱での大きな論点は、地域の活性化において、「光の道」構想を推進するための具体的な取組をどのように記述するかということであります。工程表でいえば38ページ、39ページ目に当たります。

この論点のほかにも、医療や高齢者のサポートにおけるITの活用等の項目もございますので、議論すべき点がございましたら、各府省からご発言をお願いいたします。

それでは、内藤さん。

○内藤総務副大臣 総務省から、例の38ページの「光の道」構想の推進というところで発言をさせていただきたいと思います。

私どもとしては、本当にしっかりとこの計画を実現をしていくためにも、できるだけ各個別の内容は具体的に、そして年限を区切って書き込むべきだというふうに考えております。「光の道」構想、当初いろいろな理解が深まらない中でいろいろと何だとかご指摘はいただいたところではございますが、私どもとしては3つの部分、パーツからなるというふうに考えております。

1つ目は、基本的には光ファイバーに限らず、無線も使ったブロードバンド環境を2015年までに整備をします。その具体的な内容は、例えば学校だとか病院だとか、つまり公的な色彩の強いところに対してはユニバーサルサービス、類似の制度へと昇華をさせていくと。その中で学校での利活用については、いわゆる教育レート、Eレート、そういったものを適用するというので、徹底的に利活用を推進するというその政策と表裏一体でインフラ整備もしっかり進めていくということの内容を法制化をしたいということがまず1つ目でございます。

2つ目は、電子行政を推進するための法制案ということで、実は先ほど高橋さんがおっしゃったように、地方分権の時代一体どこまで国が強制できるのかということもあります。国としては財政的な措置も必要になろうかと思っております。そういった観点で、財政的な措置も講じながら、地方自治体からしてみればできるだけ早く電子化をしていったほうがこれは得だなというような思いをしていただけるような、そういった法制化を2点目として考えているところでございます。

そして3点目は、これがちょっといろいろなご批判があるところ、また同意が得られていないところだと思っておりますが、利活用推進の一括化法案でございます。いろいろな工程表

を見ていただければわかるように、随所にいろいろなところで利活用を進めていくということが言っておりますが、その前提として基本法とも言うべき利活用推進一括法案をまず今年中に、大変スケジュール的には厳しく、また苦しかろうと、まずはそこで内閣全体として統一見解という意味でも、まずはつくり上げると。そして、来年の通常国会にそれを成立をさせると。そして、その上で各いろいろな分野の個別の利活用を進めていくという政策をとっていくのが私は妥当な道筋ではないかと思えます。

そういった意味でいいますと、ここに単にいろいろな推進としか書いておりませんが、具体的にブロードバンドの整備に関する法律案、そして電子行政を推進するための法律案、そしてさらには利活用を推進するための一括法案の成立に向けて取り組むということを明記をしていただきますようお願いを申し上げます。

○平岡内閣府副大臣 内藤さんからご意見ありましたけれども。

○高橋経済産業大臣政務官 質問いいですか。その利活用一括法案というのは、それがないとできないということなんですか。なくても使えることじゃない。

○内藤総務副大臣 ただ、利活用推進に当たっては、まず基本的な哲学だとか考え方がばらばらなまま進んでしまうと、結局は使い勝手の悪いものになってしまうと。まずここで、ここにお集まりの全内閣が一体となって、利活用を推進するに当たっては最低限どういうことを守らなきゃいけないのか、そういったものをまず基本認識として固めておく、これが必要だというふうに。という意味で私は、じゃあなかったらできないのかといたらできると思えます。ただ、ばらばらになってしまって後からどうしようもないものになってしまう。そういうことを避ける意味でも利活用一括推進法案というものをまず今年中につくり上げるべきだというふうに考えております。

○平岡内閣府副大臣 何か。中村さん、どうぞ。

○中村法務大臣政務官 ちょっと具体的な話が余り見えないので、その利活用一括という具体的な内容が何なのか。そして、ばらばらになってしまうという意味がどういう意味なのかということを引きちと伝えていただくことによって伝わるのではないのでしょうか。

○内藤総務副大臣 わかりました。

○平岡内閣府副大臣 内藤さん、どうぞ。

○内藤総務副大臣 これは本当に皆様方のいろいろなご意見を踏まえながら進めていくべきだと思いますが。私が今現時点で考えているのは、例えば地方自治体の電子化の推進において、いろいろ具体的な手段として皆さんいろいろ頭の中にお持ちだと思います。ただ、私は、例えばこれはどこまで法律案に書き込むかありますが、クラウドコンピューティングという技術が今かなり注目を集めている、そういった技術を使うことによって効率的に、安価に、そして機敏な対応ができるような推進を進めていくべきだというふうに考えております。そういったことのまず基本認識あわせをする必要があるかと思えます。

あるいはまた、個人情報保護の観点から、どの程度まで、どういう観点で守るべきか、保護すべきか、こういったこともある程度あわせておかないと。例えば余りにも強く守り

すぎようとする利活用が進まなくなってしまう。というこの利活用と保護のバランスをどの程度に落とし込むか、こういったものも利活用推進一括法案の中で基本認識としてまとめ上げていくべきだろうと思っております。

○平岡内閣府副大臣 私が言うのも変かもしれませんが、一応内閣府で全体をとりまとめるとい立場でちょっといろいろと私も話を伺ってまいりましたけれども。まず、法律事項としてどういう事項があるのかというようなことについても、必ずしも関係者の皆さんにはよく具体的にわかっていないというような状況にもあるというふうに聞いていますので。現時点で法案の具体的な名称とか提出時期まで明示するのはちょっと時期が早いのではないかということで。これまでの総務省の取組については積極的に取り組んでいただいていることについては高く評価をさせていただくということで。

ここにも、決して今やろうとされておられること自体を否定するわけではなくて、具体策を2010年内に確定していただいて、そして2011年度にかけて所要の法案等を提出ということでもあるので、内藤さんが言われている話については100%ではないにしても、基本的な部分は表現させていただいているというふうに理解をさせていただきたいというふうには思っております。

○内藤総務副大臣 すみません、ではちょっと。例えば、規制の問題もいろいろと各省、各部局にいろいろ残っている。それによって利活用が推進できずにとどまってしまっているところがあると。そういったところも打ち破るためには、やはりまず全省が基本認識をあわせる必要があるんじゃないのかなというふうに思っております。

ですから、できるだけ具体的に、例えば単に漠と、ほかを見ると結構具体的に書き込まれている、書き落とされているところがありますので、例えば利活用の推進を妨げる規制の見直しだとか、さまざまなことを踏まえた法案を検討とか、そういうふうにしていただくとうれしいんですが。できるだけ具体化をお願いをしたいと思います。

○平岡内閣府副大臣 それでは、川端大臣から、とりまとめをしたいというご発言がありましたので、川端大臣、お願いします。

○川端内閣府特命担当大臣 総務省大臣、副大臣含めて皆さんの今まで本当に熱心に取り組んでいただいていること、そして今のお話も含めて、ぜひともうまくいくようにという思いは非常にありがたいことだと思っております。この各項目すべていろいろやっていくときに法案が必要なことはどんどん出てきます。そういう中でとりわけ今おっしゃったご指摘の部分というのは一番もとになるところの取組ですので、その部分は法整備が必要だということでは我々も皆さんもご議論でありますから。だから、工程表に所要の法案を提出というのは、これ実はほかにはほとんどないことです。ですから、ほかは先ほどのIDの部分でも法律当然いる部分もあるかもしれませんが、そういうのはまさに議論をして、トータル判断しながら選択していこうという中にこういうことを判断するんだというところの書きぶりにとどめているのもあればということではありますが。ここは何らかの法律は、基本法も含めて基本理念を含めているだろうということの中で、工程表の法案の提出まで

は書きました。しかし、中身は今の議論にあるように、何となくわかるけれども、何となく具体的でないなというのはまさにそういう認識でこれからみんなが議論をして、いろいろな部分を調整をしてつくってこうということまではしているわけですから、そのテーマも大体は理解をしているし。

今言われたように基本的には、例えば今ご指摘の情報通信利活用促進一括法については、本体の今後の検討事項の中には書き込んでありますので、そういう部分ではそれは必要だということも、今おっしゃったけれどももう書いてあるわけなんです。ですから、そういう意味では、特に国会との絡み、法案というのは内閣の意思として決めますので、いろいろな政治判断もあるということはあるので、個々のかなり絞り込んだ形にするところまでは今ちょっと早いのではないかと私思っていますので。ご趣旨は十分踏まえて取り組めるということは、それがそうしたくないとかそういうことではありませんので、このぐらいでご理解いただければありがたいなと思っています。

○内藤総務副大臣 1点だけ。もう大臣のとりまとめでよろしいかと思えます。ただ、1つだけ。例えば遠隔医療をこれから推進をするといったときに、遠隔医療ってどこまでやれば遠隔医療なのという定義がばらばらで、ある省庁はもうこれは遠隔医療だろうとか、それでとどまっているのかどうか。だから、その辺の定義とか、どこまでいったら我々が目指す利活用というものを合格点をもたらえるのか。ここはまさに私は基本法を通じて共通認識を持つべきところだと思ったんです。ということをお願いしたいと思います。

○平岡内閣府副大臣 そういう具体策を2010年度内に確定をしていただいて、本当にそれに応じた法案が提出できるように、一応2011年度所要の法案等を提出ということまで書かせていただいているので、ぜひ進めていただければと思います。

○内藤総務副大臣 最後をお願いとして。すみません、大臣、申しわけございません。最後をお願いとして。もういいです。ですから、今年のいろいろな検討の中で、先ほど私が申し上げたような、例えば遠隔医療といったときに何をもちょう遠隔医療というのかとか、そういったその辺の具体的なイメージもこの企画委員会の中でいろいろと具体的に議論いただければとお願いを申し上げます。何もそれは医療だけじゃなくて、いろいろな分野の利活用について申し上げているつもりですが。

○平岡内閣府副大臣 タイミングの問題もあろうかと思えますけれども、一応ご要望として承っておきたいというふうに思います。

あと、この地域の絆の再生に関連して、皆さんのほうからご意見等ありますでしょうか。

それでは、川端大臣の本議案における議論の総括というのはありますでしょうか。

○川端内閣府特命担当大臣 今申し上げた部分を含めて、今ご提起の強い思いをもって言われること、私もその認識は共有しておりますので、それに取り組むと同時に、トータルとしてはここに集約された形をお願いしたいと思います。

○平岡内閣府副大臣 ありがとうございます。

それでは、次の3本目の柱に移ります。新産業の創出と国際的展開に関する工程表です。

資料1では右下の数字で42ページから66ページ目に当たります。この部分については大きな論点は残っていないと考えておりますが、議論すべき点がございましたら、各府省からご発言をお願いいたします。

それでは、高橋さん、どうぞ。

○高橋経済産業大臣政務官 この分野は経済産業省もかなり関わってくる分野でございますけれども。特に研究開発のところなんです、研究開発というのは常に……

○平岡内閣府副大臣 何ページ。

○高橋経済産業大臣政務官 48ページ。我が国が強みを持つ情報通信技術云々というところですが。工程表をつくっていただいておりますけれども、製品開発という部分ではこの目標年限みたいなものをある程度つくっていくことになると思うんですが、研究開発ということになってきたときに、工程表で一律管理するのがいいのかどうかということもやはり考えないといけないのかなと。これは研究部門というのはある時に飛躍的に進む場合があったりして、我々の想像以上に進む場合もあります。そういうことを考えると、工程表で一律管理するのがそれにそぐうのかどうかという疑問が1点ございます。

あとは、それだけで結構です。いろいろあります。

○平岡内閣府副大臣 今の点に関して、あるいはほかの点で何かご発言ありますでしょうか。

高橋さん、ちょっと質問ですけれども、だからここから外してくれという。

○高橋経済産業大臣政務官 いえ、外せということではございませんけれども、ちょっとそぐうのかなという疑問があるなというところです。研究についてもいろいろな分野がありますので一律には言えませんけれども、製品開発の研究という部分でいけばある程度の目標年限というのをつくっていくのはそれはそれでいいと思うんですが、全然、先ほど大臣が持っている i P a d なんていうのははっきり言ってこれでまた違う分野がぽこっと出てきたりしますので。ある程度持続してずっとやっていくということになっていくんじゃないかなというふうな思いです。

○平岡内閣府副大臣 その点も含めて、後で川端大臣に総括していただくということで。

ほかに何かご発言ありますでしょうか。

では、川端大臣からご発言で総括していただきたいと思います。

○川端内閣府特命担当大臣 ご指摘のように、研究開発というのは目標とか予測というのはあるんですけれども、目標どおりいかないこともしばしばあれば、テーマにもなっていないものが突然あらわれて席卷することもあるというところです。ですから、これは研究開発と知財、標準化も含めて I T も絡めて一体的にやらなければならないテーマの例という例示が書いてあります。だから、そういう意味で、まさに P D C A サイクルをしっかりとやるということに尽きるということ以上のもではないんですよ。これ予算をどうするかということに全部かかわってきますし、民間の話もありますから。その中で少なくとも関わっている役所という意味で、ほとんど経済産業省なんですけれども、こういう

分野はやはり非常に大きな影響があつて。成長戦略の中でも総合科学技術会議のテーマの選定においても、グリーンとライフを中心として分けたけれども、それがすべてではないと。書いてないものも当然出てくるであろうということですので。これは少なくともここにあるようなものはしっかりと関係府省においてもウォッチ連携をしながら、P D C A サイクルがしっかりと回るように、そして情報通信技術に非常に深く関わっているという視点から見ていきましょうよということだと私は思っていますので。

高橋さん言われるようなことは多分そういう、ここにどこまで目標を立てて言ってやればできるというものでもないというのはもう言われるとおり。

○高橋経済産業大臣政務官 1点だけ質問だけ。これはこのIT戦略の企画委員会とはまた別問題になってくるかもわかりませんが、例の知的財産の関係で、先ほど大臣も持っておられたiPadなんかの電子書籍の部分が、議論をしようということで今やっていますけれども、我々の議論よりも先にどんどん進んでいますよね。特にiPadの配信の書籍、特に雑誌系についてはどんどん新しいビジネスとして配信が始まっているんですが。何か我々のほうが追いつかないような状況にあつて。ここも我々とすれば急ぐべきなんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがなんでしょうか。

○川端内閣府特命担当大臣 知財担当でもあるんですけども。まさに時代のほうが先いってると。それで、今やっとな日本の出版関係者含めてがどうするんだというときに、いわゆるこれも役所的には文部科学省の著作権の問題もあれば、経済産業省のある種の特許とか知財の部分もあればということでありまして。そういう意味では、横串の部分でITというものの串と知財というのはもう完全に両方織り交ざっていることは事実です。ただ、ウェイトとして言えば、やはり今の話は知財なんだろうなど。

そして、正直申し上げて、今例えば出版業界あるいはものを書くライターのほうの世界含めて、それぞれ大小、本と雑誌、それぞれの立場で皆さんやはり自分の立場があるという部分から今やっとな議論が始まっているけれども、私の感じでは、そういう議論と違う世界が動き出しているんだから、それを見たときにそこにどう自分たちがあるのかというふうにしなないと。たまたま日本は、日本語であるという文化があつたから少しずれて、今アイブックストアは今は日本では使えないという、デバイデッドされている世界にたまたま置かれたからよかったのか悪かったのかわかりませんが。そういう意味では相当違う世界だから、極めて深刻な大事なところにあることはご指摘のとおりだと思います。

それは、IT戦略だ、それから知財だというけれども、本当は全部一体的な戦略が本当はあるんだろうと。たまたま私は両方やっていますからその部分でつなぐ世界がいるんだろうと思っていますけれども。今知財まとめていますので。

○平岡内閣府副大臣 高橋さん。

○高橋経済産業大臣政務官 ぜひ知財のほうも川端大臣のほうでとりまとめをお願いしたいと思うんですが。

さっきアイブックの話がありましたけれども、日本がその法制度等も含めて停滞じやな

いんですけれどもちょっと足踏みしているときに、どんどん中国含め周りがどんどん進んでいって、その iPad もどきのものも今200種類ぐらいもう既に出ている中で。

○川端内閣府特命担当大臣 アイペッドというのが。

○高橋経済産業大臣政務官 アイペッドもエイパッドもありますが。ほとんど中国製で200種類ぐらいもう既に売ってるというんですよね。その中で産業界のほうからの視点で見ると、そこにもう完璧に日本が取り残されてしまっているような状況にあるので、早いところその整備をしないと、そこに参入すらできない雰囲気になってしまっているんじゃないかなと、ちょっと心配はしておりますので、ぜひその辺もとりまとめをお願いしたいなと思います。

○平岡内閣府副大臣 それでは、内藤さんのほうから補足したいということで。

○内藤総務副大臣 実は電子書籍はご案内のように、文科省と総務とあと経産とで一緒になって懇談会を設けて今議論を進めているところでございます。規格の統一については、方向性がもう大分固まりつつあります。

ただ、これ問題は、知財というのもそうなのですが、それ以上にやはり関係者の権利の処理の問題にあらうかと思えます。ですから、そこが落ち着けばということで、今早急に落ち着くように、特にこの件については文科省さんを中心にいろいろ関係者の調整に係る検討をさせていただいているところです。

○川端内閣府特命担当大臣 今おっしゃった、大体わかっていただいているので。まさに革命的時代の変化が起こりつつあるというときに、それに向けて関係者がそこを共通認識でどう発展させていくのかということが議論したいんですが、わかっているけれども、そうはいつでも自分のところなくなっていくのかということを守ろうという部分を何とか調整してそちらのほうに車輪が動き出すようにと今、もうちょっとかなというふうに思っていますので。

○平岡内閣府副大臣 ありがとうございます。時間もそろそろなくなってきました、3本柱についてほかに特になければ、次の議題に移りたいと思います。

次に、議題3の、新たな情報通信技術戦略工程表策定後の実施・検討事項について、それから議題4の新たな情報通信技術戦略の推進体制について、につきましてご意見がありましたらお伺いいたしたいと思えます。

内藤さん。

○内藤総務副大臣 すみません、1つ。資料2の1番目の実施体制のところ、本当に政務三役主導でもってPDCAサイクルを回していく、これ私はやるべきだと思いますし、そうあるべきだと思っております。その上で、ちょっとお話をさせていただきたいのは。そういったときに、指標のつくり方がすごく大事になってくるかと思えます。例えば具体的なことを言うと、例えば利活用の状況を見るための指標、現在どうなっているかということ、言葉は悪いんですが、何でもかんでも一緒になって単純平均値をとっているんです。それで、じゃあ肌感覚の実際がわかるかということ、そうならないんです。

具体的に言うと、国民がよく使うものの利用状況と、全くほとんど年に何回使うかわからないような利用状況とが単純平均化されて、結局かさ上げされているです。それをもってしても、全くもって私たちは進んでいるなども実感もできないし、どうなってるんだとそもそも判断すらできない。

ですから、これ指標づくりをしっかりと、肌感覚にマッチするような形で作ることも、我々がPDCAサイクルをチェックする上でも大変重要なことだと思いますので、ぜひこの企画委員会で検討していければと思っております。

○平岡内閣府副大臣 大変いい意見だったような気がしますけれども、ほかに何かご意見等ありましたら。

ありがとうございました。

それでは、とりまとめに入りたいと思います。本日の議論を踏まえ、次回のIT戦略本部に諮る工程表（案）、工程表策定後の実施・検討事項及び専門調査会等の設置規約の修正につきましてとりまとめしたいと思います。

IT戦略本部に提出するこれらの案のとりまとめにつきましては、座長であります川端大臣にご一任いただくこととしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○平岡内閣府副大臣 ありがとうございました。

それでは、本日の総括を川端大臣にお願いいたします。

○川端内閣府特命担当大臣 忌憚のない活発なご意見ありがとうございます。今お話のように、これをまとめまして、最終的に本部で決定をしたいと思えますし、ご一任をさせていただきたいと思えます。

この会合をずっとやってきて、改めてまさに仕組みがどんどん変わってきたと。政治主導の中で本当にこの国のあるべき姿を目指してテーマを持ち寄り、各省庁の協力を得て、それを壁を乗り越えた形で政務が主導でとりまとめ、また役所の皆さんとの調整、協力でまとめていくということが着々と進んできているということを実感しておりますし、感謝をしております。

また、最後に内藤さん言われた部分は本当に大事なことで、電子政府、Eジャパンの行政諸手続の電子化は何%できましたとかいうのが実に空虚な数字であると、空虚というのか空疎な数字であるということとか。しかし、裏でものすごいお金を余分に使っているとかいうこともあります。そういう意味ではいろいろな課題に関してこの場でまたご提起をいただいて、みんなで議論して進めていきたいというふうに思いますので、これからもよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○平岡内閣府副大臣 本日の議論を踏まえまして、IT戦略の工程表（案）等をIT戦略本部に諮る予定でございますけれども、日程や開催方法については、後ほどご連絡させていただきたいと思えます。

以上で本日の会合を閉会いたします。

本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。

○川端内閣府特命担当大臣　ありがとうございました。

閉　会